



第三章 市町村が管理する森林の森林管理規定

“規定”とは、「物事を一定の形に定めること。また、その定めた内容。きまり。」です。

ここからは、市町村森林経営管理事業を実施する場合、なぜ管理規定が必要か、管理規定を定める場合の基本的な記載事項、森林管理規定の案などを記載します。

市町村森林経営管理事業は長期に及びます。当時の担当者がどんな思いで目標を立て、そのための第一歩となる施業を行ったのか、しっかり記録として残すことが重要です。

森林の針広混交林化は長期間で、その取り組みは試行錯誤の連続です。しっかりと目標を定め PDCA サイクルで森林を管理することが重要です。



Ⅲ-1 管理規定の整備

(1) 森林管理規定とは ~解説~第三章 2~4 ページ

森林管理規定は「森林管理の考え方、方法が記載された文書」となります。管理する森林の目標林型や個別の管理・施業方法を定めるうえでの基本文章となります（図Ⅲ-1）。

この森林管理規定は、既存の“市町村森林整備計画”とは異なります。市町村森林整備計画は、地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年を一期とする計画で、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想です。“市町村森林整備計画”は、市町村が管轄する行政区域全ての民有林（森林法第5条の森林）を対象とする地域の森林・林業の模範的な計画です。



図Ⅲ-1 森林経営管理制度における森林管理規定

(2) なぜ、森林管理規定が必要か？ ~解説~第三章 4~6 ページ

森林経営管理制度において、今後市町村が管理する森林は、森林所有者が自ら経営管理ができない森林を市町村が森林所有者に代わって管理するものです。所有者に代わって森林を管理するからには、それなりの「管理の考え方や方法」を定める必要があります。

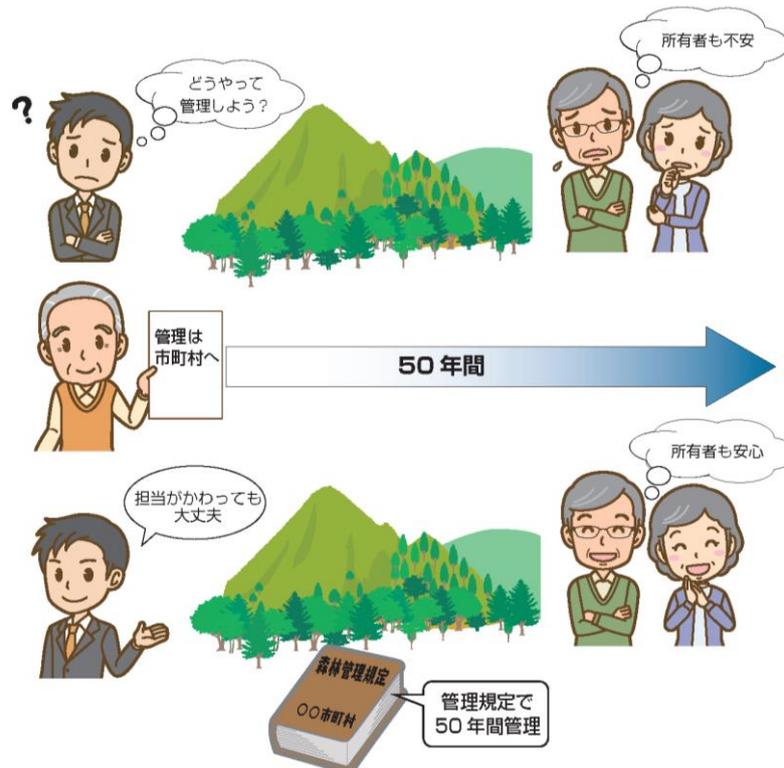
① 委託した森林所有者に対して

仮に、管理を委託した森林所有者や地域住民から「どのように管理するの？」と問い合わせがあった場合、市町村は「このような規定で管理していきます」と答える責任があります。管理の考え方や方法が定まっていなければ、委託する森林所有者は不安を抱くこととなります（図Ⅲ-2）。

さらには、長期間の管理をすることになるため、市町村も担当者が変わる、所有者も代替わりするなどのケースが発生します。長い時間的スケールを有する管理となるため、統一した継続性のある「管理の考え方や方法」を定めておく必要があります（図Ⅲ-3）。



図Ⅲ-2 委託する森林所有者の不安



図Ⅲ-3 長期森林管理の不安と安心

② 地域住民への「見える化」

広く地域住民に市町村森林経営管理事業について「見える化」することが必要で、一般的な情報公開の対象とすることが求められます。市町村森林経営管理事業では、委託された個人有林を市町村が管理することから、その森林の「管理の考え方や方法」、その時々
の森林状況・状態を広く住民に公開する義務があります。

③ 報告義務

森林経営管理法の第49条（市町村に対する援助）に基づき、県経由で国に「市町村森林経営管理事業の実施面積（施業の種類別の内訳含む。）」を報告することになっています。実施面積と施業の種類別の内訳を含む内容を報告することから、併せて市町村森林経営管

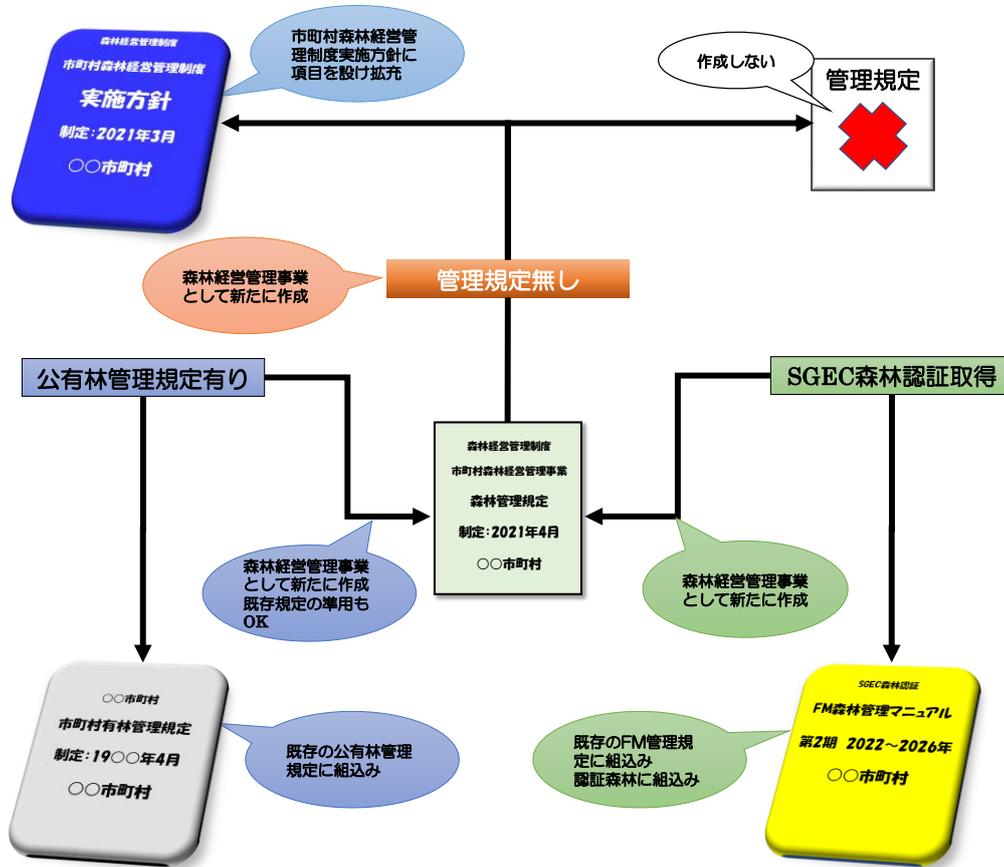


理事業の管理規定（管理の考え方）や実施計画（その方法）も報告を求められることも想定されます。

以上の理由から、森林経営管理制度における市町村が管理する森林のための「森林管理規定」を定める必要があります。

(3) 森林管理規定の選択 👉 ~解説~ 第三章 7~10 ページ

市町村によって、森林管理規定について次の選択ができます（図Ⅲ-4）。森林管理規定を策定する大きな流れは、既存の制度に含めて管理する場合と今後新たに作成する場合があります。



図Ⅲ-4 森林管理規定の選択の流れ

① 既に公有林管理規定を定めている市町村

【既存の公有林管理規定への組み込み】

公有林管理規定または規則を定めている市町村では、所有者が異なっても管理は市町村が行うため、既存の公有林管理規定または規則（改正が必要）によって森林を管理することも可能です。

**【森林経営管理事業として新たに作成】**

公有林に組み込まず、今後新たに策定する場合は、既存の公有林管理規定を準用して作成することもできます。

② SGEC 森林認証を取得している市町村**【既存の Forest Management 管理規定への組み込み】**

県内には、公有林で SGEC 森林認証の森林管理認証 (Forest Management : 以下「FM」) を取得している市町村が 16 市町村あります。森林経営管理制度によって新たに森林管理を行う場合、その森林を森林認証に含めることができます。この場合は、既存の FM 管理規定により森林を管理することになります。

【森林経営管理事業として新たに作成】

FM 認証を取得していても、既存の FM 認証森林と区分して森林経営管理事業だけの管理規定を作成する場合は、FM 管理規定を準用して作成することもできます。

③ 公有林管理規定を定めていない市町村

今後新たに「森林管理規定」を策定します。

④ 市町村森林経営管理制度実施方針に含めて拡充する場合

市町村が作成する「市町村森林経営管理制度実施方針」に、市町村森林経営管理事業の項目を設け、管理の考え方や方法を記載し、管理規定の代用とします。

⑤ 森林管理規定を作成しないという選択肢

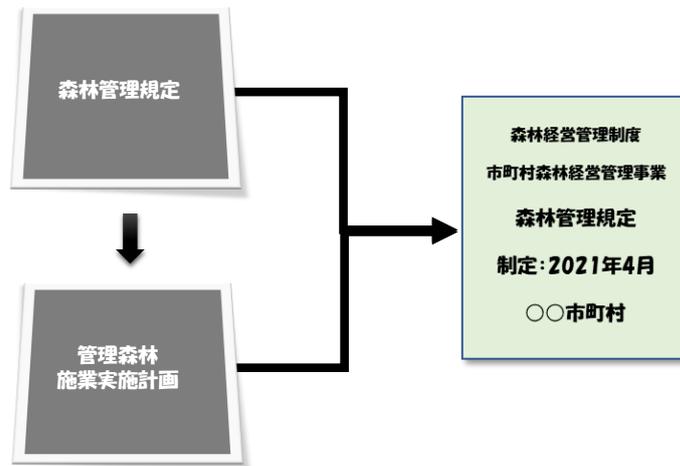
森林管理規定は、法律や制度によって必ず作成しなくてはならないものではありません。森林管理規定を作成しない選択肢もあります。ただし、市町村の責務として、何らかの基準、指針等に基づき適切に森林を管理する必要があります。

(4) 森林管理規定に必要な事項 **～解説～ 第三章 10～15 ページ****① 森林管理規定の構成**

森林管理規定は、「森林管理規定」→「管理森林施業実施計画」のように“規定”が上位で、その実施方法を“施業実施計画”とするものが一般的です。しかしながら、森林管理の基本的事項は、森林計画制度における「市町村森林整備計画」に準拠するため、市町村森



林経営管理事業の森林管理規定は、「森林管理規定」と「管理森林施業実施計画」を一体化しても差し支えないと考えられます（図Ⅲ-5）。



図Ⅲ-5 「森林管理規定」と「管理森林施業実施計画」の一体化

基本的な事項を明瞭にかつ簡素化して記載することで、長期間にわたる管理の継続性も図られます。

市町村が定める森林管理規定は行政文章となるので、条項文章となります。大きく次の構成が想定されます。

- 第1章 目的及び方針
- 第2章 管理計画
- 第3章 管理森林施業実施計画
- 第4章 情報公開及び報告
- 第5章 雑則

② 第1章 総則または管理の目的及び方針

ア) 目的とコンプライアンス

森林経営管理制度における市町村森林経営管理事業の目的を記載します。森林法、森林経営管理法等を遵守すること、森林所有者から委託されて管理することから、その財産を守ることを記載します。規定と森林経営管理法第4条及び森林経営管理法施行規則第2条による経営管理集積計画の記載内容とに齟齬（不整合）があってははいけません。所在地や林小班、面積、樹種、管理期間（存続期間）及び整備内容等が該当します。さらに、経営管理集積計画の共通事項も十分確認してください。



イ) 管理方針

森林経営に適さないのは「どのような森林か」、「適さない状態にある森林に対し整備するか」を記載します。これが管理方針となります。

ウ) 管理区画

森林経営管理制度における市町村が管理する森林について、委託され管理する森林は、施業番号の0.01ha 規模が最小単位となることから、明記する必要があります。その区画の区分（林班、小班、最小は施業番号単位）を記載します。

エ) 森林の管理類型

森林の管理類型を記載します。

【防災・減災型】、【生活環境型】、【自然維持型】、【長伐期型】

③ 第2章 管理計画

基本的には「市町村森林整備計画」に基づきますので、「基本事項は、管理計画は市町村森林整備計画による」と明記することになります。「森林管理規定」と「管理森林施業実施計画」を一体化するので、管理計画では、次の事項を記載することになります。

- ① 主要施業に関する事項や管理森林の維持及び保存に関する事項
- ② 主要事業
- ③ 管理森林の維持・保存に関する事項
- ④ 事業の経費
- ⑤ 森林所有者から委託を受けた管理森林の管理期間（存続期間）
- ⑥ 整備完了後の処置
- ⑦ 変更手続

④ 第3章 管理森林施業実施計画

市町村森林整備計画に即して、管理森林施業実施計画を定めることになります。実施計画は、次の項目が想定されます。これらは具体的に記載することになります。さらに、これらの内容を「管理森林施業実施計画管理簿」とする必要があります。

- ① 管理森林の区画の名称及び区域
- ② 管理期間
- ③ 機能類型別の区域



- ④ 現在の森林状況
- ⑤ 目標林型
- ⑥ 施業方法（施業種・伐採等方法）
- ⑦ 事業実施における伐採木
- ⑧ 事業の実施
- ⑨ 事業沿革
- ⑩ 管理森林の維持・保全

なお、経営管理集積計画は単年度だけでなく、継続して作成されます。その都度、市町村森林経営管理事業に組み込む必要があるため、「管理森林施業実施計画管理簿」は年次ごとに管理できるようにします。

⑤ 第4章 情報公開及び報告

市町村森林経営管理事業では、委託された個人有林を市町村が管理することから、その森林の「管理の考え方や方法」や現在の森林状況を広く住民に公開する義務があります。

また、森林経営管理法の第49条（市町村に対する援助）に基づく、国への「市町村森林経営管理事業の実施面積（施業の種類別の内訳含む。）」の報告についても記載する必要があります。

⑥ 第5章 雑則

森林管理規定の事例（国有林や他県の県有林管理などは“規程”）では、「数量の単位」、「実施細則」が記載されています。

長野県森林管理技術マニュアル編集委員会が定めた標準的な「森林管理規定（例）」を80～85ページに、この規定（例）と「管理森林施業実施計画管理簿の様式（例）」を電子ファイル（Word・Excel）で県ホームページに掲載します。

 ~解説~ 第三章 16～24 ページ



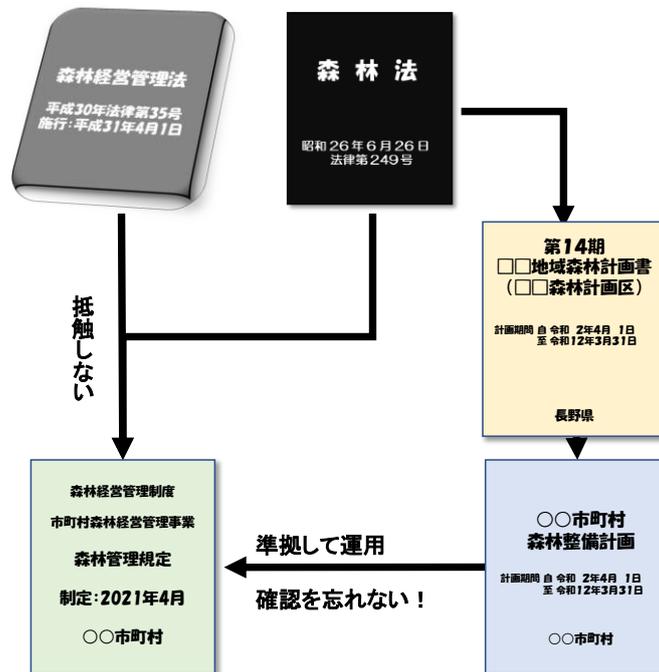
Ⅲ-2 森林管理規定の運用

(1) 運用 ~解説~ 第三章 25~28 ページ

① 森林管理規定の位置付け

ここでもう一度、関連法案・計画及び市町村森林経営管理事業森林管理規定の関係を整理します（図Ⅲ-6）。

森林管理規定は、森林経営管理法及び森林法に抵触しないように、森林法における森林計画制度の地域森林計画及び市町村森林整備計画に示される内容を基に運用します。



図Ⅲ-6 関連法案・計画及び市町村森林経営管理事業の森林管理規定と管理森林施業実施計画書の関係

② 市町村森林整備計画の準用

市町村森林経営管理事業では、市町村森林整備計画に準拠するので、運用にあたっては、必ず市町村森林整備計画を確認してください。

③ 目標林型と誘導方法（施業指針）

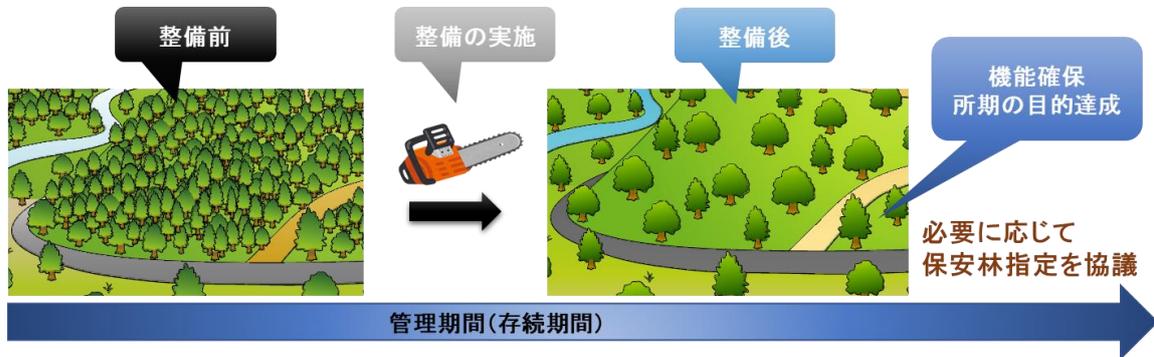
複層林化や針広混交林化、長伐期などの目標林型、誘導方法（施業指針）は、本マニュアルの第Ⅱ章に沿って実施します。

なお、針広混交林等の設計を委託する場合は、森林整備を受注する可能性がある者（林業事業者等）への委託はできません。



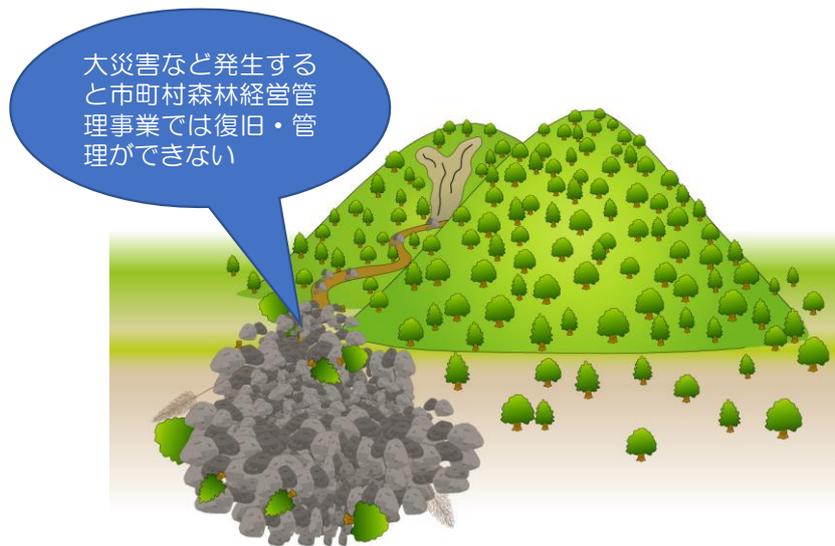
④ 市町村森林経営管理事業終了後の森林の取扱

管理期間（存続期間）を満了した場合や、管理期間（残存期間）を待たずして、森林整備により所期の目的を達成した場合は、必要に応じて当該森林の保安林指定について県と調整を行います（図Ⅲ-7）。



図Ⅲ-7 市町村森林経営管理事業終了後の森林の取扱 イラスト一部使用©いらすとや

また、管理期間（存続期間）に豪雨災害等が発生した場合などは、治山施設整備（治山ダムや山腹工等）により復旧しなければならない場合や、市町村森林経営管理事業では対応できない場合があります（図Ⅲ-8）。そのような事態が発生した場合も保安林指定について検討する必要があります。さらに、大災害などを契機として、砂防法による砂防指定地に指定されることも想定されます。県林務部や県建設部との連絡調整が必要になります。



図Ⅲ-8 大災害が発生した場合



(2) 森林経営管理事業の実施方法

① 災害に備えて・・・森林保険 ~解説~ 第三章 29~31 ページ

市町村森林経営管理事業の対象森林について、自然災害に備える森林保険制度があります。森林保険は、森林に火災、気象災及び噴火災が発生したときに経済的損失を補てんすることで、林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定化を図ることを目的とする森林保険法に基づく公的保険制度です。保険の対象となる災害は、火災、風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害、噴火災の8つの災害で、森林保険は、森林の損害を補てんします。森林経営管理制度では、「集積計画の共通事項(9)」に該当しますので、森林保険の加入について必ず検討してください。

② 実施費用 ~解説~ 第三章 32 ページ

事業の実施にあたっては、市町村森林経営管理事業に森林環境譲与税を充当することができます。事業において、収益が発生した場合、その収益は事業を実施するための財源として基金に積み立て、歳入予算に計上する旨等を計画に記載し、市町村が経営管理権に基づいて実施する経営管理に要する経費に充てることとなります。

③ 民間事業者の活用 ~解説~ 第三章 32~33 ページ

市町村森林経営管理事業の実施には、民間事業者の能力の活用に配慮することとされていますので、事業を民間事業者に発注し、その者が有する技術的能力を生かした事業を実施する必要があります(図Ⅲ-9)。



図Ⅲ-9 実施は民間事業者へ発注

地域内の民間事業者への発注は、地域内経済の循環となり地域経済の活性化にもつながる



事業を発注する民間事業者は、市町村の基準で選定した事業者や県が公表している森林整備入札参加資格者名簿の中から選ぶこともできます。

なお、選定にあたっては、入札を実施するなど、地方自治法に基づく適切な選定を行うようにしてください。

市町村森林経営管理事業に要する経費の算定方法は、森林環境保全整備事業における標準単価等を活用する等により、適正な額が算定されるよう努めることとします。管理にあたっては適正な指導（業務仕様・安全管理含む）、監督に努めましょう。

Ⅲ-3 森林の巡視

(1) 巡視の必要性 ~解説~ 第三章 34~35 ページ

① 所有者・地域住民への説明責任

市町村森林経営管理事業では、定期的な巡視（モニタリング）を必ず行わなければなりません。

仮に、管理を委託した森林所有者や地域住民から「今、森林はどうなっている？」と問い合わせがあった場合、市町村は「健全な状態です」とか「台風の後も大丈夫です！」と答える責任があります。管理する森林の巡視をしていなければ答えられません。委託した森林所有者は不安を抱くこととなります（図Ⅲ-10）。

さらに、管理期間（存続期間）の記録を残すことが地域住民への説明責任となります。市町村森林経営管理事業では、定期的な巡視（モニタリング）を行うことは必須です。



市町村担当者
図Ⅲ-10 委託した森林所有者の不安

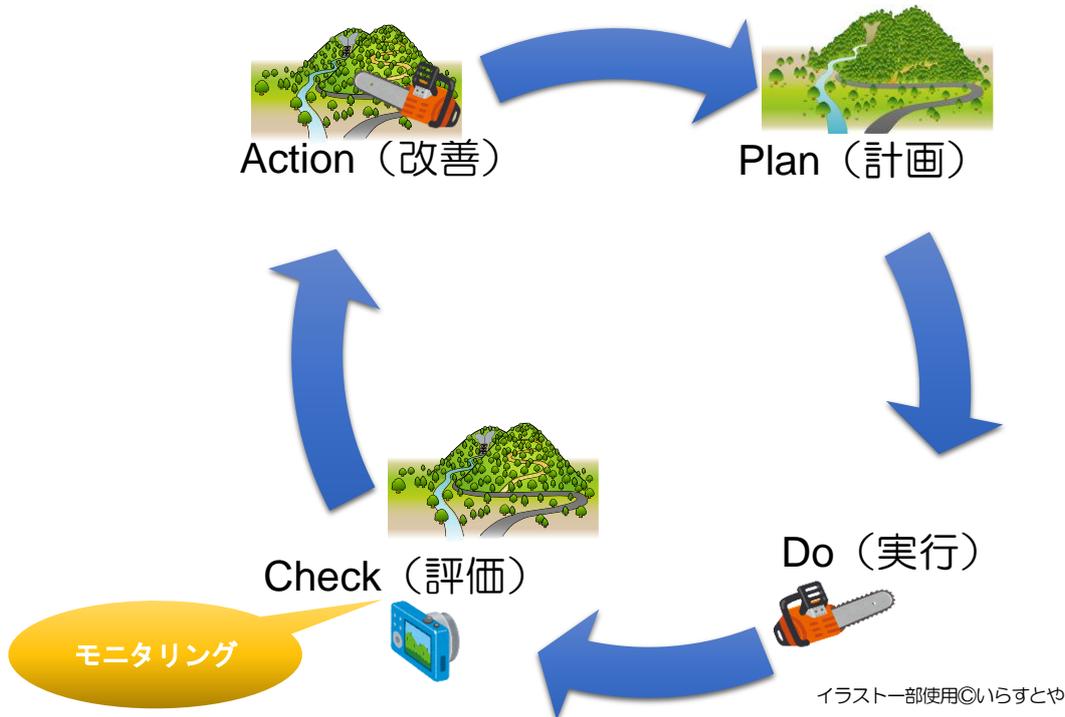


② 針広混交林等、誘導のためのPDCA サイクル

針広混交林等、目標に向けた施業は、決して1回では終わりません。常に森林の状況を把握する必要があります。前述の「第Ⅱ章 誘導方法の判定フロー（24～25ページ）」のように、モニタリングによって、その時々で最適な施業が選択できるようにする必要があります。

とくに針広混交林化の施業技術はまだ確立されていないため、PDCA サイクルによって管理する必要があります（図Ⅲ-11）。

市町村森林経営管理事業においてモニタリングは重要なのです。

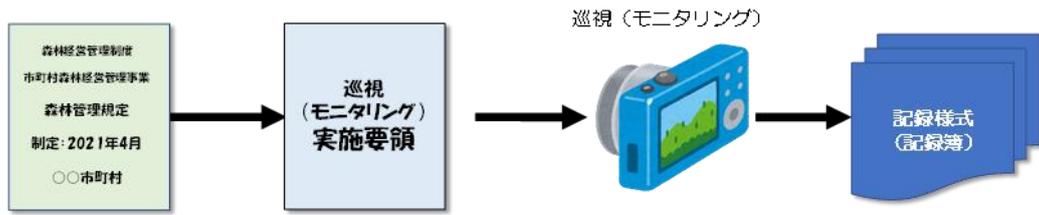


図Ⅲ-11 市町村森林経営管理事業における森林管理のPDCA サイクル
 PDCA サイクルとは、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法

(2) 巡視の運用 ~解説~ 第Ⅲ章 36 ページ

巡視を運用するにあたり、「巡視（モニタリング）実施要領」を定めます。実施要領を定めることで、“どのような巡視をして、どのような記録を残すのか”を明記します。これにより、市町村の担当者が代わっても、継続的に巡視が行われるようになり、記録簿として記録保存することで、地域住民への説明責任が果たせます（図Ⅲ-12）。

なお、「巡視（モニタリング）実施要領」を新たに作成するのではなく、「市町村森林経営管理制度実施方針」に追記して運用することも可能です。

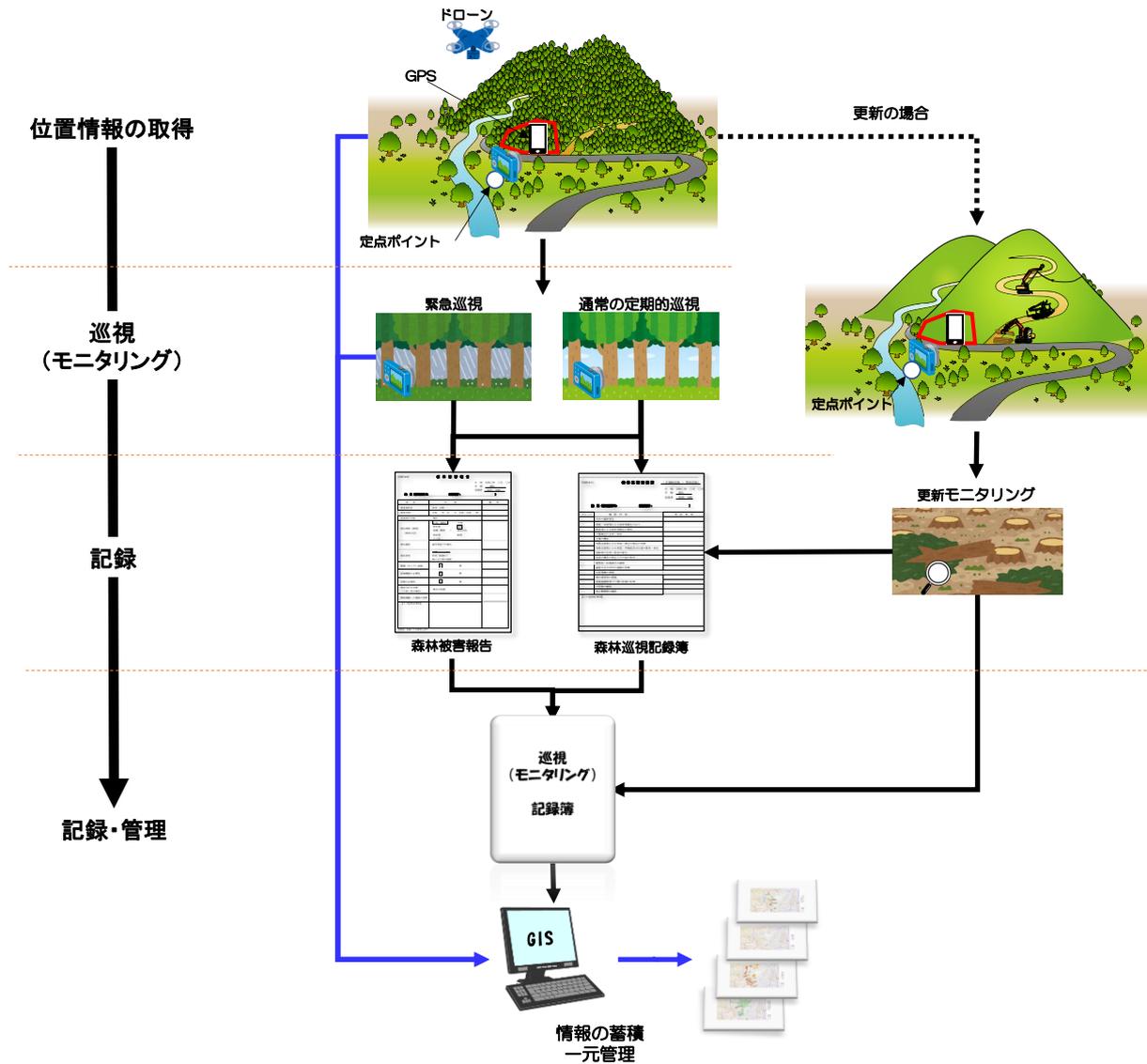


図Ⅲ-12 巡視の運用の流れ

イラスト一部使用©いらすとや

(3) 巡視の方法 ~解説~ 第三章 37~42 ページ

巡視は、図Ⅲ-13 の流れとなります。



図Ⅲ-13 巡視（モニタリング）の流れ

イラスト一部使用©いらすとや



① 位置情報の取得

巡視に先立ち、最も重要なのは森林の位置情報（位置の特定）です。管理することが決まった段階で、対象森林に行き、必ず GPS やドローン等で位置情報を取得します。

② 巡視の内容

巡視は、次の巡視と巡視回数が必要です（図Ⅲ-14）。

- A) 定期的な管理森林の巡視 年 1 回以上
- B) 留意すべき気象発生後等の緊急巡視 都度
- C) 植栽または天然更新後のモニタリング . . . 実施後 5 年（年 1 回を推奨）



図Ⅲ-14 巡視の種類

イラスト使用 ©いらすとや

A) 定期的な管理森林の巡視

【巡視】

管理森林の定期的な巡視は、管理森林の林況について確認します。主に確認すべきは、次の事項です。

- ☞ 枝折れ・幹折れ・根倒れ等の発生
- ☞ 立木の集団的一定方向への傾き（偏倚）の発生
- ☞ 病害・虫害等による枯死等立木・植生の異常
- ☞ 獣害等による枯死等立木・植生の異常
- ☞ 下層植生の生育・保存状態
- ☞ 外来種等（ハリエンジュ等）やツル類（クズ等）の侵入
- ☞ 表土の侵食（流亡）
- ☞ 土壌の攪乱
- ☞ 気象災害等による林地・植生の被災の有無
- ☞ 溪畔林の生育・保存の変化
- ☞ 溪流の濁水の発生とその他の異常



- ☞ 森林火災やぼやの痕跡の有無
- ☞ 注意標識の損傷・案内看板等の損傷
- ☞ 境界杭・区域表示の維持
- ☞ 大型獣の確認
- ☞ 希少動植物の確認
- ☞ 気象災害等による林道・作業道及び山道の異常・変位
- ☞ 産業廃棄物等ゴミ類の投棄の有無

巡視方法は、遠景、近景から森林の状態を確認し、カメラで森林を記録します。可能な限り林内に入林して、詳細に森林を確認・記録しましょう。カメラもGPS機能付カメラを推奨します。遠景等の撮影は、**定点観測（同一地点）が基本**となります。先に取得した位置情報と定点地点を図面に落としておくことが必要です。遠景及び近景からの確認が困難な箇所に位置する森林については、ドローンによる確認を行い、空撮画像として記録します。

ここで、対象の森林だけを確認しがちですが、**対象森林内の路網やアクセスの道路（公道、林道、作業道）状況を確認することが重要**です。とくに長野県においては、林道の管理者はほとんどが市町村です。森林の巡視に合わせ林道の状況確認も行います。さらに、林道沿いなどの産業廃棄物等ゴミ類の投棄の有無も確認しましょう。確認された場合は、その状況を記録して速やかにその処置（通報等）を行います。

【記録】

巡視結果は、「森林巡視記録簿」に記録します。巡視記録簿は森林の状態を記録しますが、動物との遭遇、動物のフィールドサイン（糞、食跡等）、希少植物の生育なども記録します。

なお、森林に被害等の発生が認められる場合は、「森林被害報告」に被害状況を記録します。

B) 留意すべき気象発生後等の緊急巡視

山火事の発生頻度の高い早春期、長雨が続く梅雨期、松くい虫被害が活発化する夏期～早秋及び豪雨後、台風来襲後、強風発生後、豪雪後等の気象災害発生の恐れがある場合は、その都度巡視を行います。緊急巡視は**安全を確保して実施**してください。

C) 植栽または天然更新後のモニタリング

複層林または針広混交林への誘導を実施した森林では、その後の経緯を追跡する必要があるためモニタリングを実施します。植栽を実施した場合は、管理プロットを設定し、植



栽木の成長をモニタリングして記録します。さらに、松くい虫等被害森林を更新した場合、または皆伐等を実施して天然更新により森林の再生を行った場合も、その後の経緯を追跡する必要があるため、モニタリングを実施します。

③ 管理と記録

「森林巡視記録簿」や「森林被害報告」は電子ファイル（Word）等で記録保存しますが、これらの情報も含め、記録は GIS を活用することを推奨します。管理する森林の位置情報を GIS に記録します。定点観測地点もポイント情報として記録すると、図面情報となります。「森林巡視記録簿」や「森林被害報告」も年度ごとの実施状況を GIS のテーブル情報として記録することで、何時実施したか、巡視漏れがないか確認することができます。長期間の管理（存続期間）のため、情報を GIS に蓄積することが、管理する上で有効です。

(4) 巡視・モニタリングの委託 ~解説~ 第三章 43 ページ

巡視・モニタリングを継続的に実施するにあたり、森林環境譲与税等を活用して、森林組合や林業関係団体、調査会社に委託することができます。

この場合もキーワードは“継続”です。そのためにも巡視・モニタリングの方法、項目等をしっかり決めておくことが重要です。

(5) 巡視実施要領と巡視（モニタリング）記録簿 ~解説~ 第三章 43~47 ページ

「巡視（モニタリング）実施要領（例）」を 86~87 ページ、「森林巡視記録簿（例）」を 87 ページ及び「森林被害報告（例）」を 88 ページに記載します。これらは電子ファイル（Word）で県ホームページに掲載します。



〇〇市町村森林管理規定（例）

令和〇年〇月〇日
〇〇市町村第△号

第1章 目的及び方針

（趣 旨）

第1条 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第33条による市町村森林経営管理事業に関しては、森林経営管理法及び他の法令に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

（目 的）

第2条 森林所有者から委託を受けた森林を適正に管理し、法令の遵守、森林管理を通じて住民の福祉の増進を図ることに努めなければならない。

- 2 市町村森林経営管理事業は、林業経営に適さない森林と経営管理実施権を設定できていない森林を対象とする。
- 3 市町村森林経営管理事業は、地域基盤の保全及び地域の環境保全を図ることを旨とし、地域の防災・減災、生活環境保全に資する事業を実施しなければならない。

（集積計画との整合）

第3条 本規定は、森林経営管理法第4条及び森林経営管理法施行規則第2条による経営管理集積計画の森林及びその計画内容と齟齬があってはならない。

（管理方針）

第4条 経営管理は、森林法、森林経営管理法及び市町村森林整備計画に従い、特に次の各号に掲げる事項を推進することに努めなければならない。

- (1) 地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる事態の恐れがある森林の適正な整備に努める。
- (2) 森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域においては、森林の適正な整備に努める。
- (3) 地域住民の共有の財産となる生態系としての森林の重要性を踏まえ、生物多様性の保全に努める。
- (4) 地域住民の共有の財産となる文化財（埋蔵包蔵文化財）等及び地域住民の憩いと学びの場、又は豊かな自然景観や歴史的風致を構成する森林の整備に努める。
- (5) 現に有する水源の涵養の機能に依存する地域においては、森林の適正な整備に努める。
- (6) 自然的条件が良く経済的に成り立つと見込まれるものの民間事業者に経営管理実施権を設定できていない森林は、健全な状態で長伐期に移行させる整備に努める。

（管理森林の区画）

第5条 管理森林区画は、市町村森林整備計画による次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 林班
- (2) 小班
- (3) 施業番号



- 2 施業番号は、次号の該当する部分がある場合において、整理番号を分けるものとする。
 - (1) 樹種又は作業法が異なる部分
 - (2) 林齢、地位、地利が著しく異なる場合
 - (3) 土地の利用区分が異なる部分

(管理森林の機能類型)

第6条 市町村森林経営管理事業による森林は、次に掲げる類型に区分するものとする。

- (1) 防災・減災型
 - (2) 生活環境型
 - (3) 自然維持型
 - (4) 長伐期型
- 2 防災・減災型は、地域住民の安全・安心を第一とすべき森林をいう。
 - (1) 山地災害防止タイプ
 - (2) 水源を守る水源涵養タイプ
 - (3) ニホンジカ・ツキノワグマなどの棲み分けを行う野生獣害対策タイプ
 - (4) 松くい虫やカシナガ被害林を対象とする病虫害対策タイプ
 - 3 生活環境型は、地域住民の憩いと学びの場、豊かな自然景観の風致、歴史的・文化的財産を維持する森林をいう。
 - (1) 森林空間利用タイプ
 - (2) 里山または住宅地に隣接する住民の快適な生活環境（竹林の拡大防止を含む）を保全する快適環境形成タイプ
 - 4 自然維持型は、生態系としての森林の重要性を踏まえ、生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林をいう。
 - (1) 自然の力に委ねる森林
 - (2) 生態系としての森林の重要性を踏まえた生物多様性の保全を図る必要がある森林
 - 5 長伐期型は、自然的条件が良く経済的に成り立つと見込まれるものの民間事業者に経営管理実施権を設定（配分）できていない森林を健全な状態で長伐期に移行させる長伐期施業を実施する森林をいう。

第2章 管理計画

(管理計画)

第7条 管理計画は、市町村森林整備計画に準拠し、特に次に掲げる事項について、管理森林施業実施計画（以下「実施計画」という。）により管理を行うものとする。

- (1) 主要施業に関する事項
- (2) 管理森林の維持及び保存に関する事項

(主要事業)

第8条 市町村森林経営管理事業における主要事業は、次に掲げる事項とし、実施計画において細目を記載するものとする。

- (1) 複層林誘導
- (2) 針広混交林誘導
- (3) 長伐期施業
- (4) 森林利用空間林
- (5) 自然維持
- (6) その他



(管理森林の維持及び保存)

第9条 市町村森林経営管理事業における主要事業の実施に関しては、次に掲げる事項とし、実施計画において細目を記載するものとする。

- (1) 巡視に関する事項
- (2) 立木の衰退、土壌の流出、地形の変動等が認められた場合の対処事項
- (3) その他必要な事項

(事業経費)

第10条 事業実施経費は、森林環境譲与税等を活用して実施するものとする。

- 2 事業実施経費には、長野県森林（もり）の里親促進事業の支援金、友好都市・姉妹都市締結の自治体からの支援金を活用することができる。
- 3 事業実施により発生した収益は、事業を実施するための財源として森林環境譲与税等の基金に積み立て、歳入予算に計上し、実施する経営管理に要する経費に充てることができる。

(管理期間)

第11条 森林所有者から委託を受けた管理森林の管理期間（存続期間）を定めることとする。

(整備完了後の処置)

第12条 市町村長は、市町村森林経営管理事業が当該森林の公益的機能の発揮のために実施され管理期間（存続期間）を満了した場合は、必要に応じて当該森林の保安林指定について、県と調整を行う。

(変更手続)

第13条 市町村長は、管理森林の現況、経済事情等に変動があった場合において、必要と認めるときは、管理計画を変更することができる。

第3章 管理森林施業実施計画

(実施計画)

第14条 市町村長は、市町村森林整備計画に即して、森林経営管理制度における市町村森林経営管理事業森林の管理森林施業実施計画を定め、適正に運用しなければならない。

- 2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 管理森林の区画の所在、名称及び区域
 - (2) 管理期間
 - (3) 管理森林の機能類型
 - (4) 現在の森林状況
 - (5) 目標林型
 - (6) 施業方法（施業種・伐採等方法）
 - (7) その他必要な事項

第15条 市町村長は、管理簿（別表1）を作成し、管理する森林ごとに前条第2項の項目についてすべて掲載するものとする。

- 2 経営管理集積計画は単年度だけでなく年度ごと継続して作成されるため、管理簿は年次ごとに管理できるものとする。
- 3 森林経営管理法第4条及び森林管理法施行規則第2条による経営管理集積計画の内容と



整合を図るものとする。(管理森林の区域)

第 16 条 管理簿に、その所在地、森林計画制度における林班、小班、施業番号、樹種、林齢、面積を明記するものとする。

(管理期間)

第 17 条 管理森林は、管理簿に管理期間（存続期間）を明記するものとする。

(管理森林の機能類型)

第 18 条 管理森林は、管理簿にそれぞれ第 6 条の管理森林の機能類型を記載するものとする。

2 第 6 条 2 項から 5 項に示す機能タイプを明記する。

(現在の森林状況)

第 19 条 管理簿にそれぞれの委託を受けた時期の森林について、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 林況（主要構成樹種、林分密度等）
- (2) 森林被害の可否（枯死・枯損・獣害等）
- (3) 土壌侵食の可否
- (4) その他の現象

(目標林型)

第 20 条 管理簿にそれぞれの管理森林について、次に掲げる目標とする林型を記載するものとする。

- (1) 複層林
 - (2) 針広混交林
 - (3) 長伐期施業林
 - (4) 森林利用空間林
 - (5) 自然維持林
 - (6) その他
- 2 複層林とは、森林を構成する林木を部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業の関係上、一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ、維持する施業（育成複層林施業）を行い、将来的に針広混交林に誘導する森林をいう。その過程の二段林、多段林を含む。
- 3 針広混交林とは、針葉樹と広葉樹が混じり合った混交の森林（施業の関係上、一時的に単層針葉樹となる森林を含む。）として成立させ、維持する施業を行う森林をいう。
- 4 長伐期施業林とは、標準伐期齢のおおむね 2 倍以上に目標林型を定めた森林として成立させ、維持する施業を行う森林をいう。
- 5 森林利用空間林とは、森林空間を利用しての散策、レクリエーション活動、自然体験学習等の場として提供されている森林又は文化財などと共生する森林をいう。
- 6 自然維持林とは、生物多様性及び人為的攪乱を控えるべき森林で、自然維持を図る森林については、保護を図るべき対象の特性等に応じて必要なものを除き、伐採を行わない森林をいう。

(施業方法)

第 21 条 管理簿にそれぞれの管理森林について、目標林型への誘導のための施業種・伐採等方法を記載するものとする。



- (1) 間伐
 - (2) 択伐
 - (3) 皆伐（更新伐）
 - (4) 植栽
 - (5) その他
- 2 間伐とは、育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業で、複層林及び針広混交林、長伐期に誘導する施業における光環境の調整（受光伐）作業を含む。また、森林利用空間林の整備に適用する。
 - 3 択伐とは、森林内の樹木の一部を抜き伐採する作業で、群状または帯状に小面積を伐採する方法又は一時に全部を切らず、数回に分けて切る方法で漸伐作業を含む。
 - 4 皆伐とは、当該森林が現状ではその機能を発揮できず、今後も機能が発揮できない劣悪林を構成する林木の全部または大部分を一時に伐採する作業（改良）で、病虫害（松くい虫被害等）の更新作業も含む。
 - 5 植栽とは、複層林及び針広混交林への誘導において、必要に応じて苗木を植えこむ植樹造林作業で、その立地条件に適した「適地適木」による植栽をいう。樹种植栽本数等は市町村森林整備計画に準拠する。

（事業実施における伐採木）

第 22 条 前条 2 項から 4 項の施業においては、伐採木の処分は適正に行われなければならない。

- 2 伐採木の搬出が可能な場合は、資源の活用の視点から販売を行うものとし、事業実施により発生した収益は第 10 条によるものとする。

（事業実施における路網整備）

第 23 条 第 20 条の施業において、森林作業道を実施する場合は、林地保全に努め、壊れにくい路網を作設しなければならない。

- 2 作設する路網の規格は、「長野県森林作業道作設指針」及び「長野県森林作業道作設マニュアル」による。

（事業の実施）

第 24 条 事業は、第 15 条の管理簿に基づいて実行するものとする。

- 2 事業の実施にあつては、森林法第 10 条の 8 第 1 に項示される伐採の届出書を提出するものとする。

（施業沿革）

第 25 条 担当部課の長は、毎年度、当該年度の事業の実行の結果等を管理簿に記録しなければならない。

（管理森林の維持・保存）

第 26 条 管理森林について、巡視（モニタリング）実施要領を定め、毎年度 1 回以上の定期的巡視確認を行うものとする。

- 2 森林の状態及び森林作業道等路網の状態を確認し、巡視確認にあつては、現地踏査、ドローン空撮等、最も有効な方法とする。
- 3 巡視確認の結果は、巡視（モニタリング）記録簿（別表 3-1）として記録し、管理期間（存



続期間) 保管を行うものとする。

- 4 巡視確認において、当該森林に立木の衰退、土壌の流出、地形の変動等が認められた場合及び森林作業道等の路網に変状が認められた場合は、森林被害報告(別表 3-2)に記録し、現象に対する対策を速やかに検討するものとする。
- 5 森林火災の防止に努め、管理森林に隣接する森林についても森林火災防止の普及・啓発を行うものとする。

第4章 情報公開及び報告

(公開)

第27条 市町村長は、毎年度、市町村森林経営管理事業対象森林の現況及び事業の進行状況を明らかにするため、市町村ホームページ等により広く情報を公開するものとする。

(報告)

第28条 市町村長は、森林経営管理法の第49条に基づき、市町村森林経営管理事業の実施面積(施業の種類別の内訳含む。)の報告を求められた場合は、長野県経由で林野庁長官に提出しなければならない。

第5章 雑則

(単位)

- 第29条 計画書に用いる単位及び単位未満の端数の処理は、原則として次によるものとする。
- (1) 面積は、ヘクタールを単位とし、小数点以下第三位を四捨五入する(長野県森林計画区画最小単位:施業番号)。
 - (2) 材積は、立法メートル(竹については、束)を単位とし、単位未満を四捨五入する。
 - (3) 路網等の延長及び幅員は、メートルを単位とし、延長にあつては単位未満を四捨五入し、幅員にあつては小数点以下第一位未満を四捨五入する。

(実施細則)

第30条 この規定を実施するために必要な細目は、市町村長が定める。

附則

- 1 この規定は令和〇年〇月〇日から施行する。



巡視（モニタリング）実施要領（例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 制定

1 趣 旨

本要領は、森林経営管理法第 33 条による市町村森林経営管理事業における森林管理のための巡視（モニタリング）の具体的な内容、実施方法等について定め、森林の管理に資するものとする。

2 種 類

- (1) 定期的な管理森林の巡視
- (2) 留意すべき気象発生後等の緊急巡視
- (3) 植栽または天然更新後のモニタリング

3 実施内容

(1) 定期的な管理森林の巡視

- ① 管理森林の定期的な巡視は、管理森林の林況について「森林巡視記録簿（別表 2-1）」に記録するものとする。
- ② 巡視方法は、遠景、近景から森林の状態を確認するものとし、画像として記録するものとする。
- ③ 遠景及び近景からの確認が困難な箇所位置する森林については、ドローンによる確認を行い、画像として記録するものとする。

(2) 留意すべき気象発生後等の緊急巡視

山火事の発生頻度の高い早春期、長雨が続く梅雨期、松くい虫被害が活発化する夏期～早秋及び豪雨後、台風来襲後、強風発生後、豪雪後等の気象災害発生恐れがある場合は、安全を確保しながら都度巡視を行い、画像として記録して、「森林被害報告（別表 3-2）」に記録するものとする。

(3) 植栽または天然更新後のモニタリング

- ① 複層林または針広混交林への誘導において、植栽を実施した場合は、管理プロットを設定し、植栽木の成長をモニタリングして記録するものとする（記録様式は任意）。
- ② 松くい虫等被害森林を更新した場合、または皆伐等を実施して天然更新により森林の再生を行った場合は、管理プロットを設定し、更新状況をモニタリングして記録するものとする。調査は市町村森林整備計画に準拠するものとする（記録様式は任意）。

(4) 特記事項

上記全ての森林の巡視及びモニタリング時に、動物との遭遇、動物のフィールドサイン（糞、食跡等）、希少植物の生育を確認した場合は、「森林巡視記録簿（別表 2-1）」に記録するものとする。

4 実施回数

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 定期的な管理森林の巡視 | 年 1 回 |
| (2) 留意すべき気象発生後等の巡視 | 都度 |
| (3) 植栽または天然更新後のモニタリング | 実施後 5 年（年 1 回を推奨） |

5 記録と保管

(1) 記録





(別表 3-2)

森 林 被 害 報 告 (例)

日 時 令和〇年 〇月 〇日
 天 候 晴れ
 巡視者 信濃 四郎

森 林 (管理森林 No _____ 巡視場所 : _____)

項 目	内 容	備 考
発見者氏名	信州 太郎	
発見日時	令和 年 月 日 午前・午後 時	
発見時の天候	晴れ	
被災原因 (誘因) (該当に○)	<input checked="" type="checkbox"/> 大雨 (豪雨) 大雪 雨氷害 <input checked="" type="checkbox"/> 強風 地震 (震度) 森林火災 病虫害 獣害 その他 ()	
被災箇所	林道での倒木	
被災状況	面積 _____ ha 状況 (詳細に) 風により倒木被害	
画像 (カメラ) 記録	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無	
詳細調査の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無	
対策の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無	
想定される対策 (上記: 有の場合)	倒木の処理	
関係機関への連絡の有無		
【その他特記事項】		

* 図面、記録した写真等を添付



【本マニュアルの引用・参考文献について】

本マニュアルの引用・参考文献は「森林経営管理制度市町村業務マニュアルⅣ 市町村森林管理技術マニュアル ～解説～」に記載しています。

【本マニュアル掲載の図表について】

本マニュアルでは、論文、インターネット、書籍等から引用した図表には出典を明記しています。複写等により本マニュアルの図表を使用する際は、原著の出典を明記して使用してください。また、次のイラストを一部使用しています。イラストの使用について原著出典を明記してください。

【イラスト】

いらすとや <https://www.irasutoya.com/>
長野県 PR キャラクター アルクマ
山浦 苑加氏 (nonoko)

森林経営管理制度市町村業務マニュアルⅣ ～市町村森林管理技術マニュアル～

令和3年（2021年）3月

発行： 長野県林務部 森林政策課 森林経営管理支援センター
〒380-8570
長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
TEL（代表） 026-232-0111（内線 3224）
TEL（直通） 026-235-7264
FAX 026-234-0330
E-mail：shinrin-kanri@pref.nagano.lg.jp
URL： <https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kanriseido.html>

